

法廷を泣かせた原告Eさんの意見陳述 一病欠による理不尽な整理解雇選定基準を断罪一

春一番の吹き抜けた高裁前では午後12時30分から183名の原告、支持者が宣伝ビラの配布、街頭宣伝を行いました。

45席の裁判傍聴券には183名が抽選になりました。運良く傍聴券を引当て法廷に入ることができました。

裁判の進行は、原告側から提出した準備書面5点をはじめ、倒産法の専門家や労働法の学者の意見書などについて簡潔に主張点の説明がされた後、原告のEさんの約10分間の意見陳述が行われました。

（病欠欠勤、復職直前に整理解雇対象とされた原告Eさんの意見陳述）

- * 契約制客室乗務員としてJASに入社、3年後に正社員になり業務を行ってきました。
- * 12歳のとき、1985年の御巣鷹の123便事故のとき、520名の尊い人命が失われたテレビニュースを見て家族全員で飛行機に乗るのはやめようと話したことを鮮明に記憶している。
- * その後、学生時代にたった一人でロンドンに行ったときに機内で心細い気持ちでいたときに、客室乗務員に親切にしていた自分も客室乗務員をめざした。
- * 客室乗務員の仕事は接客業だけと思っていたが、訓練初日にサービス要員である前に保安要員であることを学びました。
- * 乗務では、客室で聞こえる小さな音にも事故につながるかも知れないと、小さなことを見過ごさないように常に心に留め乗務を行い機種毎の特徴も覚え、対処ができるようになった。安全に対する経験を積み積むほど「安全が大前提」でお客さまを目的地までお届けする意義を認識しました。
- * 2006年にJALとJASが合併し、働く環境は激変した。仕事に慣れることに苦労する中で、直属の上司から、CCUキャビンクルーユニオンを脱退してJALFIOに加入するよう執拗に勧誘された。耐えられずに多くの同僚が会社を去ることもありました。
- * 客室乗務員の仕事は不規則で、早朝2時から起きてフライトをして、最終便の帰着では午前零時を過ぎることも珍しくありません。好きな仕事でも、過労とストレスで体調を崩し休むことになりました。
- * 回復に努め、主治医からは乗務可能の診断が出ましたが、産業医からは勤務の特殊性を考慮してもう少し休むように求められました。
- * 2010年5月に復帰のための産業医の診断を受けましたが、担当の産業医が変わり検査結果は問題ないが初見で復帰許可を出すのは不安なのでと2011年1月からの乗務復帰の処置がとられました。そういう中で12月31日に病欠理由で整理解雇されました。
- * 整理解雇された原告の中には休職から復帰して1年半も飛んでいたのに、過去に病歴があったと言うことだけで解雇された人や、産業医の予約が立て込んでいて面談が先延ばしされる中で会社が決めた9月27日以前に復帰できず解雇された人もいます。
- * 私には解雇の通知があり、マネージャーから電話で1月から復帰であっても12月31日時点で、あなたは会社に貢献できなかった傷病者ですと伝えられ悲しい思いをしました。
- * JASとJALが統合し環境が激変する中で一生懸命働いき、お客様へのサービスが評価され2回も「スカイワード賞」と言う社内表彰もいただきました。生身の人間の感情を大切に仕事なのに、理不尽な理由で、私の客室乗務員の人生を否定され悔しかったです。
- * 2010年1月19日にJALは破綻しましたが、その責任は私たちにあるのでしょうか？私たちは何も悪いことをしていません。裁判は思ったより苦しいです、でももう一度、職場に戻って笑顔で健康で働きたいです。この解雇がどんなに理不尽か裁判官の正しい判断をお願いいたします。

陳述を終え裁判官が退廷すると、涙をこらえていた満場の法廷からは大きな拍手が巻き起こりました。JAL側は、これまで反論をせず早く判決を出すよう求めていましたが、裁判官は、今後の進行について、JAL側に反論の書面を出すよう促し、JAL側も反論の書面を提出することになりました。

次回は5月31日（金）午後2時30分から101号法廷で3回目の弁論が行われます。

この間、進行協議も行われ次回は、原告側が求めている証人証言の申請の採用の可否も行われます。

裁判終了後の報告集会には182名が参加し、首切り自由の社会にはならないと裁判勝利に向けて世論を大きく広げていくことが確認されました。